

2020年1月6日

ご加入者の皆さま

パナソニック健康保険組合  
保 険 業 務 部

### 被扶養者認定要件の制度改正（国内居住の要件追加）について

2020年4月1日より、健康保険の被扶養者認定要件に、「日本国内に住所を有する者」であることが追加されます。現在海外に居住する被扶養者がいる場合、2020年4月以降は認定要件を満たさなくなるため、被扶養者異動届（非該当）と保険証の提出が必要となります。

ただし、留学生や海外赴任に同行する家族など、これまで日本で生活しており、渡航目的に照らし、今後も再び日本で生活する可能性が高いと認められる場合は例外的に認定要件を満たすこととなります。

詳細は下記のURLをご確認いただき、所属人事様へ被扶養者異動届を速やかに提出願います。

なお、2020年4月以前に被扶養者異動届を提出いただくことも可能です。その際の非該当証明書は2020年4月1日の発行となります。

国内居住の要件を満たしておらず、2020年4月1日以降、健保へ被扶養者非該当の手続きを行わなかった（もしくは遅れた）場合は、2020年4月1日に被扶養者の資格を取り消し、医療機関等での受診に関わる保険給付費についても遡って請求いたします。

参考URL

【被扶養者（家族）の加入】

[http://phio.panasonic.co.jp/hoken/shikumi/kazoku\\_kanyuu/kokunai\\_kyoju.htm](http://phio.panasonic.co.jp/hoken/shikumi/kazoku_kanyuu/kokunai_kyoju.htm)

以上